

藤枝市木造住宅建替事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、耐震性の高い市街地を形成するため、木造住宅建替事業を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅建替事業 既存木造住宅除却事業及び住宅建設事業をいう。
- (2) 既存木造住宅除却事業（以下「除却事業」という。） 既存木造住宅の除却工事を実施する事業をいう。
- (3) 住宅建設事業（以下「建設事業」という。） 除却事業を実施し、建設工事を実施する事業をいう。
- (4) 住宅 一戸建ての住宅、長屋をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のもの）を含む。
- (5) 木造住宅 居住のために継続して利用している木造の住宅をいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
- (6) 既存木造住宅 次に掲げるものをいう。
 - ア 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅及び同日において工事中であった木造住宅
 - イ 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の木造住宅
 - ウ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第10条の勧告又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第16条に規定する指導を受けたもの
- (7) 除却工事 既存木造住宅の全てを除却する工事をいう。
- (8) 建設工事 引き続いて当該住宅の敷地（これに隣接する土地を含む。）又はその一部に居住するために継続して利用する住宅を建設する工事をいう。
- (9) 子育て世帯 中学生以下の者が同居（妊娠していることが母子健康手帳等で確認でき、出産後に同居する予定も含む。）する住宅
- (10) 三世帯同居世帯 子ども世帯と親世帯が同居している世帯をいう。
- (11) 子ども世帯 子と孫が同居する世帯をいう。
- (12) 孫 子の1親等の直系卑属をいう。（妊娠していることが母子健康手帳等で確認でき、出産後に同居する予定も含む。）
- (13) 親世帯 子の2親等内の直系尊属をいう。
- (14) 同居 同一住宅又は同一敷地内に居住することをいう。

(補助の対象及び補助金の額)

第3条 補助の対象及び補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、1戸当たりの補助金の額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする申請者(以下、「申請者」という。)は補助金交付申請書(第1号の1様式)及び事業計画書(第1号の2様式、第1号の3様式)に別に定める関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書(第2号様式)により通知する。

(交付の条件)

第6条 交付の決定に際しては、次に掲げる事項を条件とする。

(1) 補助事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。ただし、補助額の変更申請を行わない場合で、次に掲げる変更は、その限りではない。

ア 補助対象経費の総額の20パーセント以内の変更

イ 補助対象経費を構成する費目の額の変更で、変更に係るいずれの費目も、その変更の額が20パーセント以内の変更

(2) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

(4) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後、5年間保管しなければならないこと。

(5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならないこと。

(変更承認)

第7条 申請者は、補助事業の変更承認を受けようとするときは、変更承認申請書(第3号様式)に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助事業の変更承認申請があった場合は、内容を審査し、変更の承認をするときは、変更の承認通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 申請者は、補助事業の中止又は廃止をしようとする場合は、廃止(中止)届(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 申請者は、補助事業が完了したときは、実績報告書(第6号様式)に別に定める関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項の書類は、当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、その報告書に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、必要に応じ現地調査し、適合すると認めるときは、補助金交付確定通知書(第7号様式)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 申請者は、前条の通知を受領した日から起算して10日を経過した日までに請求書(第8号様式)を提出しなければならない。

(消費税仕入控除税額に係る取扱い)

第12条 補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額に消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分がある場合には、それら控除できる部分の合計額に補助率(補助金所要額を補助対象経費で除して得た率をいう。)を乗じて得た金額(以下「消費税仕入控除税額等」という。)を補助金所要額から減じて得た額を、補助金の交付申請額としなければならない。ただし、補助金の交付申請の時点において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになっていない場合は、この限りではない。

2 申請者は、第5条の規定による交付の決定した後、消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額(前項の規定により補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額)を補助金の額から減額して第7条の規定による変更承認申請書を提出し市長の承認を受けること。

3 申請者は、第9条の規定による実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額(前2項の規定により減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書(第9号様式)に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。

(1) 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し

(2) アに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

(有効期限)

2 この告示は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

別表 (第3条関係)

補助の対象		補助率 (額)
事業の区分	経費	
既存木造住宅 除却事業	除却工事に要する経費	当該事業に要する経費の23%と30万円とを比較していずれか少ない額以内
住宅建設事業	建設工事に要する経費	次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額とする。 (1)子育て世帯 当該事業に要する経費の23%と50万円とを比較して、いずれか少ない額以内とする。 (2)三世帯同居世帯 当該事業に要する経費の23%と50万円とを比較して、いずれか少ない額以内とする。 (3)前号以外の世帯 1敷地ごとに、当該事業に要する経費の23%と10万円とを比較して、いずれか少ない額以内とする。